

## 手話言語条例と手話の他要約筆記、点字等に対象を広げた条例の前文内容一覧

鳥取県	長野県	明石市	習志野市
鳥取県手話言語条例	長野県手話言語条例	手話言語を確立するとともに要約筆記・点字・音訳等障害者のコミュニケーション手段の利用を促進する条例	習志野市手話、点字等の利用を進めて、障がいのある人もない人も絆きずなを深め、互いに心を通わせるまちづくり条例
<p><b>現 状</b></p> <p>ろう者は、物の名前、抽象的な概念等を手指の動きや表情を使って視覚的に表現する手話を音声の代わりに用いて、思考と意思疎通を行っている。</p> <p><b>歴史認識</b></p> <p>わが国の手話は、明治時代に始まり、ろう者の間で大切に受け継がれ、発展してきた。ところが、明治13年にイタリアのミラノで開催された国際会議において、ろう教育では読唇と发声訓練を中心とする口話法を教えることが決議された。それを受け、わが国でもろう教育では口話法が用いられるようになり、昭和8年にはろう学校での手話の使用が事実上禁止されるに至った。これにより、ろう者は口話法を押し付けられることになり、ろう者の尊厳は著しく傷つけられてしまった。</p> <p>その後、平成18年に国際連合総会で採択された障害者の権利に関する条約では、言語には手話その他の非音声言語を含むことが明記され、憲法や法律に手話を規定する国が増えている。また、明治13年の決議も、平22年にカナダのバンクーバーで開催された国際会議で撤廃されており、ろう者が手話を大切にしているとの認識は広まりつつある。</p> <p>しかし、わが国は、障害者の権利に関する条約を未だ批准しておらず、手話に対する理解も不十分である。そして、手話を理解する人が少なく、ろう者が情報を入手したり、ろう者以外の者と意思疎通を図ることが容易ではないことが、日常生活、社会生活を送る上の苦労やろう者に対する偏見の原因となっている。</p> <p><b>県(市)固有の事情</b></p> <p>鳥取県は、障がい者への理解と共生を県民運動として推進するあいサポート運動の発祥の地である。あいサポート運動のスローガンは「障がいを知り、共に生きる」であり、ろう者とろう者以外の者とが意思疎通を活発にすることがその出発点である。</p> <p><b>条例制定の趣旨</b></p> <p>手話がろう者とろう者以外の者とのかけ橋となり、ろう者の人権が尊重され、ろう者とろう者以外の者が互いを理解し共生する社会を築くため、この条例を制定する。</p>	<p>手話は言語である。</p> <p>私たちは、手話が、音声言語とは異なる語彙や文法体系を有し、手や指、体の動きや表情などにより視覚的に表現される言語であり、我が国においては、明治時代に始まり、手話を使う、ろう者をはじめとする関係する多くの人々の間で大切に受け継がれ発展してきたものであることを、まず認識しなければならない。</p> <p>しかしながら、手話は、今日に至るまで決して順調な発展を続けてきたわけではない。意思の伝達手段として尊重されることもあったが、ろう学校での読唇と发声の訓練を基本とする口話法の導入により、手話が自由に使用できないことや、手話を習得し、手話で学ぶなどの機会を十分に得られないことで、これまで、ろう者が数々の困難に直面した歴史があることも思いを至らせなければならない。</p> <p>ようやく手話が、国際的に言語として位置付けられたのは、国際連合総会において、平成18年に障害者の権利に関する条約が採択されたことによるものである。これにより、我が国においても、平成23年の障害者基本法の改正や平成26年の障害者の権利に関する条約の批准が行われ、制度的には前進したもの、手話への理解やその普及は、まだ大きな広がりを得ていない状況にある。</p> <p>言語は、人と人をつなぐ絆きずなである。</p> <p>長野県には、先人によって守り育てられてきた豊かな自然とともに、人と人との絆を大切にする心が息づいている。そして手話には、これまで手話により、周囲の世界を知り、考え、意思を伝えてきた人々の魂が宿っている。</p> <p>私たち、手話が、障害のある人もない人も、互いに支え合いながら共に生きる地域社会の象徴となり、誰もが手話を親しみ、手話に対する理解を深め、手話が広く日常生活で利用される長野県を目指すためにこの条例を制定する。</p>	<p>手話は言語である</p> <p>すべての人は、さまざまな人と出会い、言葉を交わし、自分の生活にかかわる人との多様な関係をつくる中で、その人らしい豊かな生活をおくる権利を有している。しかし、現実には、多くの障害者にとってコミュニケーション手段の選択の機会が制限され、困難な状態におかれている。</p> <p>中でも、ろう者にとっては、ろう教育において口話法が長年にわたって行われ、その結果、ろう者の言語である手話の使用が事実上禁止され、ろう者の尊厳が深く傷つけられた歴史をもつ。</p> <p>平成18年に国際連合で採択され、平成26年1月に日本が批准したことにより、同年2月に日本国内で発効された障害者の権利に関する条約は、定義において、言語には、音声言語だけではなく、「手話その他の形態の非音声言語」が含まれるとした。</p> <p>同条約で手話が言語として明確に定められたことで、手話がろう者にとって欠かすことができない生活上のコミュニケーション手段であることが国内外で認められることになった。</p> <p>多様なコミュニケーション手段の促進のために障害者の権利に関する条約は、コミュニケーション手段には手話を含む言語、文字の表示、点字、音声、触覚、平易な表現等による多様なコミュニケーション手段があるとし、同条約の趣旨を反映した障害者基本法の改正は、コミュニケーション手段の選択と利用の機会が確保されていない障害者に大きな変化をもたらし、自立と社会参加に大きな扉を開くものとなった。</p> <p>その一方で、明石市において、実際には障害の特性や障害者のニーズに応じたコミュニケーション手段の選択と利用の機会が十分に確保されているとは言えず、地域社会で暮らす人ととの初步的な関係づくりに日常的な困難をきたしている人たちが少なくない。こうした障害者のコミュニケーションの権利を実現するためには、障害者の権利に関する条約の理念を広く市民と共有する不断の努力が必要である。</p> <p>多様な人ととの出会いと相互理解の第一歩がコミュニケーションであることをすべての市民が確認し合い、そのことをもって、お互いに一人ひとりの尊厳を大切にしあう共生のまち—明石市づくりを推進する新しいスタートラインとするため、この条例を制定する。</p>	<p>私たちが目指すのは、障がいのある人も、誰もが当たり前に心を通わせ、理解し合える住みやすい社会である。人と人が心を通わせるには、共通の言語を基盤とした充分な情報の取得やコミュニケーションをするための手段が必要であるが、障がい等により、音声や文字をそのままでは受け取りにくい人たちもいる。</p> <p>障がい者は、生活の様々な場面において、必要な情報へのアクセス及びコミュニケーションの困難さを経験している。情報とコミュニケーションは、生活の基礎として重要であるため、手話、点字、代読、音訳、絵カード、文字盤、筆談等障がい者が容易に利用できる情報と意思の伝達手段や人との関わりを通じた伝達手段を使用することが不可欠であり、情報保障とコミュニケーションの保障のための施策が必要である。</p> <p>また、手話は言語であり、ろう者にとっては物事を考え、互いの感情を伝え合い、知識を蓄え、文化を創造するものである。ろう者は、手話を大切に育んできたが、全国的に手話を使用する環境が整えられてこなかったことから、多くの不便や不安を抱えながら生活してきた。ろう者が安心した生活を送るために、手話をいつでも自由に使用できる環境の整備が必要である。</p>

